

介護老人保健施設 さくらの丘

重 要 事 項 説 明 書

〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

社会福祉法人 高陽会

当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0736－77－0806

担当者 花谷 啓司
児玉 真喜子

ご不明な点は、お尋ねください。

1. 介護老人保健施設さくらの丘の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名称	介護老人保健施設 さくらの丘
所在地	和歌山県紀の川市黒土 153 番地
介護保険指定番号	介護老人保健施設 <和歌山県指定 3051280034>

(2) 同施設の職員体制

	資格等	業務内容	勤務体制	員数
管理者・医師		業務管理	常勤兼務	1 名
医 師	医師	療養管理・指導	非常勤	1 名
看護職員	看護師・准看護師	看護・健康管理	常勤 常勤兼務 非常勤	8 名 1 名 8 名
介護職員	介護福祉士	介護・処遇	常勤 常勤兼務 非常勤	15 名 2 名 4 名
	その他	介護・処遇	常勤 非常勤	8 名 6 名
支援相談員	介護福祉士	介護・相談	常勤 常勤兼務	1 名 2 名
理学療法士	理学療法士	機能訓練	常勤	1 名
作業療法士	作業療法士	機能訓練	常勤 非常勤	4 名 2 名
言語聴覚士	言語聴覚士	機能訓練	常勤	1 名
管理栄養士	管理栄養士	栄養管理	常勤	2 名
介護支援専門員	介護支援専門員	介護計画策定	常勤	3 名
事務職員		事務・請求	常勤	1 名
そ の 他			常勤 非常勤	2 名 1 名

(3) 同施設の設備の概要

居室	4人部屋	22 室	家族相談室	1 室
	2人部屋	2 室	食堂	1 室
	個室	8 室	ボランティアルーム	1 室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽		機能訓練室	1 室
静養室	1 室		談話室	3 室
診察室	1 室		レクリエーションルーム	1 室

(4) 定員 100 名

2. 利用料金

・支払方法

当施設は、利用料を月末の月1回締め日とし、ご利用者及び代理人が指定する送付先に対し、請求書及び明細書を翌月15日（日、祝祭日の場合はその翌日）に送付します。ご利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書送付月の月末までに支払うものとします。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

施設サービス利用料金のご案内

令和 7 年 4 月 1 日現在

基本料金

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料負担額	793 円	843 円	908 円	961 円	1012 円
夜勤体制加算	24 円				
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅰ）	51 円				
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22 円				
処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 7.5%				
1 ヶ月(30 日)1 割負担	28,701 円	30,315 円	32,409 円	34,119 円	35,763 円
1 ヶ月(30 日)2 割負担	57,402 円	60,630 円	64,818 円	68,238 円	71,526 円
1 ヶ月(30 日)3 割負担	86,103 円	90,945 円	97,227 円	102,357 円	107,289 円

個室料金

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料負担額	717 円	763 円	828 円	883 円	932 円
夜勤体制加算	24 円				
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算（Ⅰ）	51 円				
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	22 円				
処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 7.5%				
1 ヶ月(30 日)1 割負担	26,250 円	27,735 円	29,829 円	31,605 円	33,183 円
1 ヶ月(30 日)2 割負担	52,500 円	55,470 円	59,658 円	63,210 円	66,366 円
1 ヶ月(30 日)3 割負担	78,750 円	83,205 円	89,487 円	94,815 円	99,549 円

※サービス提供体制強化加算は要件によって 6 円又は 18 円になる事があります。変更時は事前
にお知らせします。

- 令和 6 年度改定により居住費、食費を除く負担額・その他加算に処遇改善加算（7.5%）分
が加算となりますのでご了承ください。
- 1 カ月合計単位数は計算方法の関係により、誤差が生じます。
- 居住費・食費は所得に応じ（1～3 段階①、②）減額される場合があります。
- 特例措置による減額や高額サービス費の支給要件による利用者負担の上限設定があります。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

その他加算に該当する場合は利用者様負担となります。（下記は 1 割負担で表示）

初期加算	（Ⅰ）60 円	療養食加算	6 円（1 食）
	（Ⅱ）30 円		
外泊時費用	362 円	所定疾患施設療養費	（Ⅰ）239 円 （7 日を限度）
	800 円 （在宅サービス利用）		（Ⅱ）480 円 （10 日を限度）

短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ) 258 円 (入所後 3 月以内)	緊急時施設療養費 (緊急時治療管理)	518 円 (3 日を限度) 1 回/月
	(Ⅱ) 200 円 (入所後 3 月以内)		
認知症短期集中リハビリテーション加算	(Ⅰ) 240 円(週 3 回) (入所後 3 月以内)	認知症行動・心理 症状緊急対応加算	200 円 (7 日を限度)
	(Ⅱ) 120 円(週 3 回) (入所後 3 月以内)		
生産性向上推進 体制加算	(Ⅰ) 100 円/月	協力医療機関連携加算	(1) 50 円/月
	(Ⅱ) 10 円/月		(2) 5 円/月
認知症ケア加算	76 円	入退所前連携加算	(Ⅰ) 600 円
			(Ⅱ) 400 円
若年性認知症利用者 受入加算	120 円	試行的退所時指導加算	400 円
経口移行加算	28 円(180 日以内)	退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500 円
			(Ⅱ) 250 円
経口維持加算	(Ⅰ) 400 円/月 (Ⅱ) 100 円/月	かかりつけ医連携薬剤 調整加算	(Ⅰ) イ 140 円
			(Ⅰ) ロ 70 円
			(Ⅱ) 240 円
			(Ⅲ) 100 円
再入所時栄養連携加算	200 円	ターミナルケア加算	72 円/日 (死亡前日 31~45 日)
訪問看護指示加算	300 円		160 円/日 (死亡前日 4~30 日)
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 450 円		910 円/日 (死亡前日及び前々日)
	(Ⅱ) 480 円		1,900 円/日 (死亡日)
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 40 円/月	リハビリマネジメント 計画書情報加算	(Ⅰ) 53 円/月
	(Ⅱ) 60 円/月		(Ⅱ) 33 円/月
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3 円/月	自立支援促進加算	300 円/月
	(Ⅱ) 13 円/月		
排せつ支援加算	(Ⅰ) 10 円/月	安全対策体制加算	20 円 (入所時に 1 回)
	(Ⅱ) 15 円/月		
	(Ⅲ) 20 円/月		
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90 円/月	栄養マネジメント強化 加算	11 円/日
	(Ⅱ) 110 円/月		
高齢者施設等感染 対策向上加算	(Ⅰ) 10 円/月	新興感染症等 施設療養費	240 円 (月に 1 回 5 日を限度)
	(Ⅱ) 5 円/月		

別途料金

内容	金額	説明
室料差額	1,000 円／日	個室を使用された方
	500 円／日	2 人部屋を使用された方
居住費	437 円／日	2、4 人部屋の使用（介護保険法で定められています。）
	1,728 円／日	個室の使用（介護保険法で定められています。）
食費	1,445 円／日	一日のお食事代
日用品費	300 円／日	石鹸、シャンプー、ペーパー類、バスタオルやおしぼり等の日用品費となっています。
サービス提供実施記録コピー等代金	実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。
理美容代	2,000 円	利用者もしくは家族の希望により実施した場合
日常生活費	実費相当分	利用者もしくは家族の希望により、施設が定めた以外の電化製品を使用した場合は実費負担となります。
洗濯代	200 円／回	衛生的に必要な場合は 1 回につき 200 円（基本は家庭内での洗濯となります。）
退所支援費用	50,000 円	施設での看取り時に限ります。 （死亡診断書、エンゼルケア、浴衣一式）

尚、次のサービスを行った場合には費用をいたしません。

申請代行料	無料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。
オムツ代金	無料	オムツ代は無料です。但し特殊なオムツ利用を希望される場合はご相談下さい。
施設行事費等	無料	誕生会、節句等の施設全体で行う行事等については、無料です。

3. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

- ・ご利用者の自立支援を促すための日課や訓練を個人ごとに立案し明記の上実施します。

② 食事

朝食	7時30分～	おやつ	15時00分～
昼食	12時00分～	夕食	17時30分～

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・午後3時には日変わりのおやつを用意します。

③ 入浴

- ・入浴は週2回を原則とします。ただし、身体状況に応じ特別浴及び清拭となる場合があります。
- ・寝たきりの方でも特別浴槽を使用して入浴することができます。

④ 医学的管理

- ・当施設では医師や看護師及び歯科医師や歯科衛生士が健康管理を行っています。

⑤ 介護

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・排泄援助の必要な方は、自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 機能訓練

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、ご利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 相談援助サービス

- ・当施設では、ご利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- ・ご利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。
- ・利用期間が終了しご利用者が退所する場合には、ご利用者及び扶養者の希望、ご利用者が退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

⑧ 理美容サービス

- ・当施設では月に2回、月曜日に理美容室において理容サービスを実施しています。

⑨ 行政手続代行

- ・要介護認定申請等をご利用者に代わって行います。

⑩ その他

- ・これらのサービスのなかには、ご利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

① 面会

- ・面会時間は原則として、午前9時～午後7時までになっています。
- ・面会の際は、面会者カードに、必ずご記入ください。
- ・飲酒しての面会は堅くお断りします。
- ・消灯時間は、午後9時です。

② 外出・外泊

- ・医師の許可が必要なため、事前に支援相談員・看護師にお申し出ください。
- ・家族同伴で1ヶ月に7日以内の外泊と随時外出していただけます。

③ 飲酒・喫煙

- ・当施設では、原則として禁酒禁煙となっております。火災予防、事故防止にご協力お願いいたします。
- ・行事によっては、お酒をお楽しみいただけるものもあります。

④ 設備・備品の利用

- ・基本的には、ご自由にお使いいただけますが、設備・備品によっては操作を誤ると危険な場合もありますので必ず職員にお尋ねください。

⑤ 所持品・備品等の持ち込み

- ・衣類等身の回り品については、入所時にご説明させていただきます。
- ・電気器具の持ち込みは、その都度ご相談下さい。

⑥ 金銭・貴重品の管理

- ・現金及び貴重品の持ち込みは、原則として禁止となっています。
- ・施設内での紛失・盗難には責任を負いかねますのでご了承ください。

⑦ 施設外での受診

- ・医師・看護師又は支援相談員に必ずお尋ねください。

5. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設さくらの丘の運営方針〕

- ① ご利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- ② ご家族の方が安心して利用者を預けられるように、快適な療養環境を整え、いつでも訪問できる明るく家庭的な雰囲気を造ります。

- ③ 関係市町村、地域の介護保険事業者、介護保険施設、その他の保健・福祉サービスと連携を図り、利用者・家族、近隣地域により解り易く、安全に利用できる施設となる事を目指します。
- ④ ご利用者が退所に向けて療養できるように、機能回復に重点を置きリハビリ・生活機能改善を基本に考えます。
- ⑤ ご利用者個別の状態に合わせてケアプランを作成し、それぞれのご利用者が目的を持って療養してもらえるように努めます。

6. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・消防計画に沿って対応
- ・防災設備・・・自動火災警報装置、自家発電装置、スプリンクラー、消火器、消火栓
廊下誘導灯、非常照明、非常用滑り台
- ・防災訓練・・・年2回
- ・防災責任者・・・防火管理者

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 身体の拘束等

当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、代理人の了承を得た後、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

9. 事故発生時の対応

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、ご利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ・ 前2項のほか、当施設はご利用者のご家族等、ご利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

10. 個人情報の取扱い（利用目的）

事業者は、業務上知り得たご利用者及びご利用者の家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、介護サービスの提供上必要な場合、十分に配慮した上、必要最小限の範囲で情報を利用して、又提供します。

（1）介護サービスのご利用者への介護の提供に必要な利用目的

【当事業所の内部での利用】

①当事業所が介護サービスのご利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスのご利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち

- ・ 入退所等の管理
- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 利用者の介護サービスの向上

【他の事業所等への情報提供】

①事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・ ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や地域包括支援事業所、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ ご家族等への心身の状況説明

②介護保険事務の内

- ・ 保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

①当事業所の内部での利用

介護関係事業者の管理運営業務のうち

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当事業所内で行われる学生等の実習及びボランティアへの協力

(2) ご利用者への医療の提供に必要な利用目的

【当事業所内部での利用】

①当事業所がご利用者に提供する医療サービス

②医療保険事務

【他の事業所等への情報提供】

①当事業所がご利用者に提供する医療サービスのうち

- ・ 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ ご利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
- ・ 検体検査業務及び健康診断の外部委託
- ・ ご家族等への病状説明

②医療保険事務のうち

- ・ 保険事務の委託

③医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

11. 高陽会倫理委員会について

社会福祉法人高陽会では当法人のサービスを利用されている人、もしくは利用された方を対象とする研究を行い、過去から現在において積み重ねたデータや検証した結果を内外の研究発表や外部講師の資料作成等に使用することで福祉の発展、サービスの向上に活用しています。そのうちの一つである高陽会研究発表会においては法人職員のみならず、法人以外の発表参加者を受け入れており、その場合も法人職員と同等の取扱いをしています。

いずれにおいても文部科学省、厚生労働省および経済産業省が告示する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って、利用者のプライバシーや人権が守られるように細心の注意を払い、それらが適切に行われるように、倫理に関する審議を執り行う委員会を設置しております。

以下の点については倫理委員会にて審議される内容のうち、共通事項となりますので、ご理解ください。

(1) 研究への参加とその撤回について

研究への参加はご利用者の意思で決めください。参加に同意されない場合でも、一切不利益を受けません。また、いつでも研究への参加をやめることは可能です。

(2) 研究への参加を中止する場合について

利用者の意思により研究へ参加されても、意思に反して中止せざるをえない場合もあります。中止する場合は、その理由およびそれまでの情報の活用方法などを担当者からご説明します。

(3) 研究等に関する情報の提供について

研究計画や関係する資料をお知りになりたい場合は、他の対象の方の個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることは可能です。

(4) 個人情報の取扱いについて

氏名・生年月日などの個人を直接特定できる情報は、すべて第三者には特定できないようにしたうえで、個人情報を保護させていただきます。個人が特定される形ではなく、個人に不利益や危険性が及ぶことはありません。研究成果は研究発表や外部発表、外部講師の資料等での利用を予定していますが、その際も個人を直接特定できる情報は利用しません。

(5) 費用負担、研究資金などについて

費用負担はありません。また謝礼金などのお支払いもありません。

12. サービス内容に関する苦情窓口

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、ご気軽に御相談ください。また、要望又は苦情等については、下記窓口にて受け付けております。受け付け致しました要望及び苦情については事実確認をして、必要であれば第三者委員に連絡します。緊急を要する返答をしなければならない時は、早急に施設長まで連絡し、当日の内に対処致します。

事業者の窓口 社会福祉法人 高陽会 介護老人保健施設 さくらの丘	和歌山県紀の川市黒土 153 苦情相談受付窓口 電話 0736-77-0806
市町村の窓口 紀の川市役所 保健福祉部	和歌山県紀の川市西大井 338 高齢介護課 電話 0736-77-2511（代表） 0736-77-0980（直通）
公的団体の窓口 和歌山県国民健康保険団体連合会	和歌山市吹上2丁目1番22号-501 （日赤会館内） 介護サービス苦情相談窓口 電話 073-427-4662
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平2丁目1-2 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 073-435-5527

13. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価 の実施状況	①あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	②なし		

14. 協力医療機関

名称	住所	主な診療科目
公立那賀病院	紀の川市打田	総合病院
富田病院	岩出市紀泉台	内科 胃腸科 循環器科 呼吸器科 放射線科
殿田胃腸肛門病院	岩出市宮	胃腸科 内科 外科
高木内科	紀の川市粉河	内科 呼吸器科 心療内科
矢野医院	紀の川市桃山町	内科 外科
長雄整形外科医院	紀の川市下井坂	整形外科

泉谷眼科	紀の川市上野	眼科
泉谷皮膚科	岩出市根来	皮膚科
たね耳鼻咽喉科	紀の川市貴志川町	耳鼻咽喉科
神野歯科	紀の川市粉河	歯科
栗山クリニック	橋本市高野口町	外科
岡本歯科	紀の川市粉河	歯科

15. 当法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 高陽会
 代表者役職 氏名 理事長 高木 洋
 本部所在地 和歌山県紀の川市黒土 153 番地
 電話番号 0736-73-5881
 HP <http://www.koyokai.or.jp/>



運営する事業

【特別養護老人ホーム高陽園】（介護老人福祉施設）

- ・ 高陽園ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
- ・ 高陽園診療所
- ・ 生活管理短期宿泊事業

【介護老人保健施設さくらの丘】（介護老人保健施設）

- ・ 介護老人保健施設さくらの丘（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）
- ・ 介護老人保健施設さくらの丘（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）
- ・ さくらの丘訪問リハビリテーション（訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ）
- ・ 外出支援（移送）サービス
- ・ グループホームさくらの丘（認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護）

【総合福祉センター風の里】

- ・ グループホーム風の里（認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護）
- ・ 風の里デイサービスセンター
（通所介護・第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス））
- ・ 生活支援ハウス十人の家（高齢者生活支援ハウス）
- ・ 風の里ホームヘルプサービス（訪問介護・第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）・居宅介護・重度訪問介護）
- ・ 高陽会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- ・ 訪問看護ステーション麒麟（訪問看護・介護予防訪問看護）
- ・ 小規模多機能型居宅介護 風の家

【総合福祉センター風倶楽部】

- ・ 風倶楽部デイサービスセンター
(通所介護・第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス))
- ・ 風倶楽部ケアプランセンター(居宅介護支援)
- ・ グループホーム風倶楽部(認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム風の里】(認知症対応型共同生活介護・

介護予防認知症対応型共同生活介護)

【福祉センターのぞみ野】

- ・ グループホームのぞみ野(認知症対応型共同生活介護)
- ・ 認知症対応型通所介護のぞみ野(認知症対応型通所介護・
介護予防認知症対応型通所介護)

【幼保連携型認定こども園 城東こども園】

【幼保連携型認定こども園 浜風こども園】

＜事業者名＞	介護老人保健施設 さくらの丘(和歌山県指定 3051280034)		
＜住 所＞	和歌山県紀の川市黒土 153		
＜代表者名＞	社会福祉法人 高陽会	理事長 高木 洋	印

説明担当者 _____ 印

担当者より重要事項説明書による説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者 _____ (氏名) _____ 印

利用者家族代表者・
代理人

_____ (氏名) _____ 印
(続柄 _____)

重要事項説明書の変更（更新）内容の説明を受け、同意しました。

重要事項説明書 説明日	利用者氏名 確認印	利用者代理人氏名 確認印	説明者氏名 印	説明内容
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	
年 月 日	印	印	印	